

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって14番 金城好春議員、15番 大城真孝議員を指名します。

日程第2．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。10番 大城 毅議員。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時01分）

再開（午前10時01分）

○議長 宮城清政君 再開します。

〔大城 毅議員 登壇〕

○10番 大城 毅君 それでは、一般質問をさせていただきます。まず、先に起こりました米軍人・軍属の犯罪を根絶するためにどうすべきかやり取りをしてまいりたいと思います。平成28年4月28日から行方不明になっていた、うるま市在住の20歳女性が、5月19日、恩納村の雑木林で遺体となって発見されました。県警は同日、嘉手納基地で働く元海兵隊員で米軍属の男を緊急逮捕しました。その後、容疑者は暴行や殺害についても供述していると報道がありました。南風原町議会は、5月24日の臨時会において抗議決議・意見書を採択し関係機関に送付しました。その後、6月9日には、殺人と強姦（ごうかん）致死の容疑で再逮捕されています。まずこのうるま市の事件について町長はどのように思いますか、お聞かせいただきたいと思います。それから、一旦全部質問させていただいて、それから一問一答でやり取りしたいと思います。6月3日の沖縄県における犯罪抑止推進チーム。チーム長菅官房長官は、防犯灯・防犯カメラ設置などの環境整備、総合事務局では非常勤職員を雇用しパトロール車100台規模で巡回、県警定員100人増、パトカー20台増を決定したと報じられています。米側に抜本的な対策を何ら求めず、地域見守りパトロ

ールなど県民の側に負担を強いるものではないかと思いますが、町長はこれで再発の防止になると思うか町長のお考えを伺います。次に、全基地撤去を求めるべきかについての質問です。琉球新報などの世論調査では、米軍関係者の事件・事故防止策には沖縄からの全基地撤去が最も多く42.9パーセント、次いで在沖米軍基地の整理縮小27.1パーセントと続き、兵員への教育の徹底は19.6パーセントです。町議会の抗議決議は、基地あるがゆえの事件としており、根絶には基地をなくすことに論理的にはなるのではないかと思います。町長は、参加されている沖縄県町村会でも同様の決議をされていると承知をしています。それぞれ考え方が必ずしも一致しない町村長が、こういった決議を採択するというのは大変意義のあることだと評価いたしますけれども、この新報などの世論調査の結果を町長はどのように考えますか。町長の見解を求めます。次に、県議会の決議は海兵隊の撤退を求めています。どう評価しますかお伺いします。

次に、保育の問題、子育て支援の問題です。潜在的待機児童を含め、保育できるように認可保育園をさらに増やすべきだと思うがどうかでございます。次に、認可外保育園への支援強化を検討しているかについてお伺いいたします。それから、新しい保育の制度で、小規模保育所という制度が導入されておりますけれども、聞くところによりますと政府では待機児童を解消するためにその定員を増やすということなどが検討されていると聞いています。保育の質の観点からどうなのかと疑問を持つわけですが、南風原町はどのように対応しようとしているのかお伺いします。また、ここの観点からなのですが、小規模保育の定数を増やすのであれば保育士も増やさなければ、保育士の負担過重となって保育士の処遇改善の確保にかえって逆効果だと思ってしまうものですから、その観点からも保育士の待遇改善にはどのように取り組むのかをお伺いいたします。それから、これは一昨日も照屋仁士議員が詳しくやりましたので、私はあまり詳しくはやりませんが、病児・病後児保育のニーズに応えた拡充を図るべきではないかということでお伺いいたします。次に学童保育の利用料補助を拡充する必要があるのではないかとということでお伺いいたします。

それから、こども医療費の助成制度の拡充について。南風原町は全県にも先駆けて中学校卒業までの入院・通院の医療費助成を行って大変喜ばれております。他所からの転入が増えるなど、町の活性化の点からも私は大きな役割を果たしているのではないかと思いますけれども、ただ、現在は一旦病院窓口でお支払いをしないとこの制度は受けられないことになっていて、持ち合わせがないといった場合にはどうにかお金を工面して来ないと病院にかかれないという今の制度の在り方になっています。これを改めて、病院窓口で支払いの要らないこども医療費助成制度の拡充を図る必要があるのではないかとことですが、先般の赤嶺奈津江議員の質問に町長は大変前向きな答弁をしておられます。改めて確認をいたします。それから、現物給付の際のペナルティはどの程度を予想しているのか。このペナルティの制度を止めるように国に求める取組を考えていないかどうかお伺いします。それから、現物給付に県のかかわりをどのように求めるかそのお考えを伺いたいと思います。沖縄県でも窓口無料を実施できるように県全体としてできるように県の支給要綱

改正を求めるべきではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

次に、小中学校の全普通教室にクーラー設置を進めることを求めるということで伺います。まず、近隣の与那原町、八重瀬町、南城市、那覇市の市・町立小中学校普通教室へのクーラーの設置及び設置の計画はどのようになっているか伺います。本町の取組は、他の市町に比べどのように評価するか伺います。そして、他の市町に先駆けて全普通教室に整備する考えはないかどうかを伺います。

次に、琉球絣、南風原花織の振興に向けて伺います。現在、中華圏をはじめとして多くの観光客が沖縄に訪れています。国内からの観光客も含めてこういった方々に、絣に触れていただいて、購入につなげるというような取組が私は必要ではないかと思うのですが、この点についてどのような取組がなされているか考えを伺いたいと思います。

それから、バス停への屋根の設置について改めて町長の姿勢を確認したいと思います。改めて、バス停に屋根の設置が必要と考えるがどうか。いつまでにいくつ取付けるお考えなのかお伺いします。以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。まず1点目の米軍犯罪の件であります。この問題等においては、沖縄県民皆が憤りを感じているものだと思っております。全国の皆さんから見ても、あってはならないことが起こったと悲しい思いをし、特に将来に夢を抱いている若い女性の尊い命を奪うという残虐で凶悪であり、県民に衝撃を与え不安に陥れたことは断じて許されるものではありません。繰り返される米軍関係者の犯罪に強い憤りを感じているのは、私だけではなく沖縄県民皆の思いだと思っております。

また、(2)の政府が発表した政策であります。毅議員がおっしゃるように100台規模の車両による沖縄地域パトロール隊を創設、さらに警察官100名増員とパトカー20台の強化をするという警察力強化の対策を話し合っておりますが、これについては、効果がないのではなくて一歩前進だと思っております。ないよりはやったほうが良いという考えです。しかし、これまで事件・事故が幾度も繰り返されていることを考えますと、これで根絶されるかとなると私はまだまだ厳しい状況だと疑問を感じているのが実情であり、日米地位協定の改定が一番大事だと思っております。今日までも再三再四、運用の問題として進めてまいりましたが前進していない。前進しているのかしていないのか分からないような、沖縄県民から疑問を持たれ信頼を失っているのが現実ではないかと思っておりますので、そういう意味でも私は日米地位協定なのかと思っております。この運用強化と言うのも一歩前進だとは思いますが、これが問題解決につながるというのには疑問を感じている今日であります。

そしてまた、(3)であります。戦後70年を経過しても依然として全国の在日米軍基地施設の74パーセントを占めている本県の現状は変わっておりません。一日も早く日米両

政府において沖縄の過重な基地負担軽減の実現を私は求めていくべきだと思います。過重な負担をさせられていることに対し、軽減が一番大事だと思っております。

また（４）であります。県議会による抗議決議は、在沖海兵隊の大幅削減が関連する事件・事故の防止になることを期待しております。海兵隊が1人でも少なくなることが一歩前進につながるものだと思っております。

子どもの貧困の問題については、担当からお答えさせていただきます。

3点目のこども医療費助成拡充についてですが、これについては私もやっていきたいと赤嶺奈津江議員にも申し上げました。現物給付にやっていこうという思いを進めてまいりたい。先だって県と市町村との行政懇談会においても、県の三役、さらに各部長の皆さん方の前で困窮世帯の一番の大きな問題は医療費で、これから解決しなければいけないと申し上げております。南風原町は中学校三年まで無料化されておりますが、しかしながら1カ月、2カ月後にしか還付はされない。一旦費用は負担しなければいけないということがあります。今、100円、200円、300円と現実厳しい方もいらっしゃると思います。そういう方々が手持ちにゆとりがないときに病院に行くとき金を請求される、ならばあとしばらく我慢しようとなると悪い方向へ結びつくものだと思います。医療費の抑制にはむしろ早期発見が大事だと思っておりますので現物給付をやりたいと県の皆さん方にも申し上げました。そしてまた、新聞にもありますように、国からのペナルティもあるとありますが、私は受けて立とうと、それぐらい貧困の問題には真剣に取り組んでいるということをお願いしました。しかしながらこれ以上に大きな問題は、県の制度を変えていかなければいけないということです。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時17分）

再開（午前10時17分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○町長 城間俊安君 私たちが現物給付をやりたいと医師会の先生方の前でも申しました。また、歯科医師会の先生方の前でもやりたいと申しましたし、皆さん方の事務に大きな弊害がなければすぐにやりたいと申しあげましたけれども、県の助成申請のなかの第3条に助成の方法は償還方式とするとあります。南風原町は中学校三年生までは無料化しています。県も就学前までは無料化しますと昨年10月にやりはしましたが、私たちも県から就学前までの助成をいただいており、現物給付とすると県からのものが全部なくなるということですので大きなハードルは県の制度であります。県に助成の方法は「償還方式又は現物給付とする」というように現物給付を付け加えてくれれば問題はクリアするのですが、国に対しては、減額は受けて立とうと新聞にも申しあげても、県の分については大きな額になりますので、これに対してやりたくてもやれない大きなハードルがあります。そ

れを県にも訴えており、できれば議員も県議会議員をとおして、市町村がやりたくてもやれないネックは県であると県議会でも大きく取り上げていただくよう逆にぜひ要請をお願いしたいと思っております。穀議員、お願いします。

また、細部については、担当からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項2点目の保育などの子育て支援強化を(1)についてお答えします。認可保育園等の整備については、今年3月31日に開催しました南風原町子ども・子育て会議におきまして、平成31年度までの0歳から5歳までの人口増予測を示し、それを元に算出した量の見込みに基づき、平成29年度末までに新規整備する施設数の計画変更を提案し、了承いただいております。現在はずでに2園の認可化を先行して進めており、待機児童解消に向けその計画に基づいて取り組んでいるところであります。

(2)については、認可外保育園の支援につきましては、県の補助事業の他に町単独事業として園児1人当たり月額1,500円の運営費補助、さらに障害保険補助、歯科検診補助を行っており、今後も引き続き支援をしてまいります。(3)については、小規模保育所は、19名以下という認可基準で設置しておりますので、職員数や職員資格、保育室の面積などについて保育の質の観点から現行の基準で取り組んでまいります。また、保育士の待遇改善については、毎年度の国の処遇改善事業等での対応に加え、町単独事業として実施しております法人保育園職員への給与補助を今年度から2,000円増額し、月額5,000円で補助しております。保育士不足の現状を踏まえ、今後も継続して待遇の改善に取り組んでまいります。(4)については、病児保育については、平成27年度から津嘉山のわんぱくクリニックに委託して事業を開始しております。平成27年度の実績としまして、町内の延べ利用人数は332人となっています。現在、隣市町の病児保育施設における利用状況等も調査しておりますので、その調査結果を踏まえ拡充策について検討を進めてまいります。(5)については、町では、平成25年度からひとり親世帯で児童扶養手当又は母子・父子医療を受けている世帯に対して保育料の減免を行っている学童クラブに対して、月額5,000円の補助を行っております。現在、その拡充に向けて取り組みを進めているところであります。

質問事項3点目の、こども医療費助成制度の拡充を(1)については現物支給で取り組みということで先ほどありました。(2)についてお答えいたします。通常、保健給付費から基盤安定繰入金金の2分の1に相当する額等を控除した額、算定基準基礎額に32パーセントを乗じた額が療養給付費等負担金として交付されます。現物給付を行った場合は、算定基準額に減額調整率を乗じた額に32パーセントを乗じた額が交付されることになり、本町の場合おおまかな試算で約1,000万円の減が見込まれます。この減額調整措置については、地方から見直しの声を受け、国の子どもの医療制度の在り方等に関する検討会で議論され

ており、年末までには見直し案が示されると思います。次の（3）と（4）については町長からありましたので次の質問事項に進みます。

質問事項4点目については、教育委員会から答えます。

質問事項5点目の琉球絣、南風原花織の振興に向けてにお答えします。まず町の伝統工芸品である琉球絣や南風原花織振興のため、町は一括交付金を活用して町観光協会に委託をし、琉球絣組合や各工房の協力も得ながら、かすりの道ツアーを実施しております。併せて、町の観光案内所を外国人案内所登録するなどの取組も行っております。

質問事項6点目、バス停への屋根設置に本格的に取り組む姿勢を。この問題（1）と（2）については、関連しますので一括してお答えします。今月の6月3日、南部土木事務所宛て、区画整理区域内4カ所と役場前2カ所の上屋とベンチの設置について要請を行っております。今後も引き続き、早期整備ができるよう関係機関へ要請を行ってまいります。以上であります。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 大城 毅議員の質問事項4. 小中学校の全普通教室にクーラー設置を求めるに関するご質問にお答えします。（1）でございますが、近隣市町での市町立小中学校の普通教室へのクーラー設置状況については、最新の情報といたしまして平成27年5月1日現在でございますが与那原町は小中ともに100パーセント。八重瀬町では小学校71.4パーセント、中学校0パーセント。南城市では小学校81.4パーセント、中学校7.5パーセント。那覇市では小学校86.4パーセント、中学校85.3パーセントとなっております。当町におきましては、現在、南風原中学校の4教室に設置しており、今後の計画については予算等も勘案し全体的な事業の見直し等々も検討しながら随時計画を実施してまいりたいと考えております。（2）でございますけれども、先ほどお答えいたしましたとおり、本町ではまだ中学校4教室でございますので普通教室へのクーラー設置率についてはまだ低い状況だと考えております。（3）でございますが、本町といたしましては、特別教室にはクーラーを設置していく方針です。普通教室につきましては、今後の計画といたしまして予算等も勘案し、全体的な事業見直しも検討しながら随時計画を実施していくということでございます。以上でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ご答弁、ありがとうございました。それでは、米軍人・軍属の犯罪について伺いますが、今回の容疑者はお隣の町の住人でありました。与那原町は、米軍基地のない町であります。事件は、うるま市で起きましたけれども、次に南風原町で起きないという保証はありません。その点について町長の見解を伺います。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時30分）

再開（午前10時30分）

○議長 宮城清政君 再開します。町長。

○町長 城間俊安君 今回においては、与那原町に住んでいる方ですが、どの町に住んでいるかがどこで起こるか知れない、沖縄県下共通だと私は思います。私の町では起こらない、この町に住んでいるから大丈夫だと、そういうことではなくて、どこに住んでいるかがひとつだと私は思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 だいたい同じ認識だと思いました。まさに少なくとも南風原町民の命、人権を守る責任が町長にあるのですから、今のような認識の基にこのような事件は二度と起こさないと、そのためには何でもやるというようなことが求められていると思います。決議提案の時にも申しあげましたけれども、何度も綱紀肅正、再発防止と言うけれども実際何も変わらないじゃないかというのが多くの方々の声です。そういう意味から、この事件を起こした米軍人・軍属、米軍の最高司令官は大統領ですし、基地を提供しているのは日本の総理大臣だということですが、この方々が何も責任を負わない。暴力団でも使用者責任と言われるのに、そこは何も言わない。それどころか、せっかくオバマ大統領と話をする機会があったのに、先ほど町長もおっしゃった地位協定も何も言わない。むしろ辺野古が唯一の解決策だと言うのでは、本当に許されない話だと思います。それから町長、政府が打ち出したパトカー増だとかこれはもちろん無いよりやったほうが良いというのは当然でしょうが、これで再発防止になるということについては疑問だという認識を示されました。かつ私は質問に漏らしましたけれども、日米地位協定の抜本的改定が順序として先だという認識のようでした。私もそのように思います。日米地位協定があつて特権があるから自分たちは何をしてもいいのだと、いざとなったら基地内に逃げ込めばあとは何とも逃れられるというようなことがこういった事件を何度も起こさせる背景であるということですので、ほぼ同じような認識として町長共々ががんばっていきたいと思います。

それから、全基地撤去を求めるべきではないかということに対しては、町長は残念ながらそうは答えずに過重な基地負担の軽減の実現を求めますというようなご答弁でした。今回の世論調査、琉球新報とOTVでしたか、はっきり覚えていませんが、沖縄からの全基地撤去が42.9パーセントで、それに続いて整理縮小ですがこれが27パーセントとかなり差をつけて県民の間では全基地撤去しかないのではないかという声が高まっています。それから、ちょっと話はそれますが、町長がいらっしゃるなか臨時会で決議が採択されまし

た。この決議について町長はどのように見ておられますか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 町議会においても抗議決議をしています。また、私たち町村会でも抗議決議をやってまいりました。町村会において私たちは、米軍人、または軍属であろうが許されるものではないという思いで抗議決議を、また基地整理縮小と私たちはとなえています。全面というその理想は沖縄県民皆同じだと思うのです。しかしながら、一挙に全面撤去は厳しいのではないかと、段階的に整理縮小が現実的だと思っております。そういうことで町村会では整理縮小という言葉を出しております。整理縮小が現実的だと、全面は本当にハードルが厳しい。一步一步、縮小させていくことで基地が撤去されていくものだと思っておりますので、これが妥当だと、これが現実的だと思っておりますので進めてまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 目指すのは全基地撤去であるが現実的には時間のかかることだからまずは整理縮小だという意味だと伺いました。南風原議会の決議に対しては、町長は特に評価されませんでしたけれども、私たちの抗議決議は町村会の決議とは文言が若干違って、「戦後70年を経た今もなお、基地あるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられており」と、というようなことで町議会の決議はうたっております。基地あるがゆえの事件だということですから、なくすためには基地をなくすことだと論理的にはそうなるはずなのです。ぜひ、町長も全基地撤去を求める立場に立っていただきたいことを希望します。たまたま先日、13日付の首長アンケートが出まして、このなかでも町長は全基地撤去についてはどちらとも言えないという選択肢を選んでおられます。町長は示された選択肢のなかでは言い尽くせないということからこれを選んだのだろうという思いはしますけれども、改めて私は全基地撤去こそがそういった犯罪をなくす道だと思います。さらに言えば、基地を残したまま犯罪を根絶することはできない。基地を残したままではこういった犯罪が再び起きるのもやむを得ないというようなことにさえ見られ兼ねない。まさかこういうことはないと思うけれども、政府は辺野古が唯一の解決策ということですからさらに基地を押し付ける立場に立っているわけだから、口では再発防止と言うけれども、また起きたって構わないと、そういうことしかやっていないというようなことであろうと指摘したいと思っております。

県議会の決議については、海兵隊の大幅な削減が事件・事故の抑止になることを期待するというご答弁をいただきました。海兵隊は、在沖米軍の約6割を占めて面積では約7割を占めると言われています。全基地撤去を実現する上から、まず海兵隊を取り除くこと、



これが大きな一歩前進になるという点でそれを現実的な進め方としてあり得ると思っているとすけれども、先に言った13日の首長アンケートで町長は海兵隊の大幅削減を選択しています。これは全面撤退ではないのですよね。全面撤退という選択肢があるのですが、これは選択しないで「ウ」を選択していますね。これはどういうことなのか町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 私は、先ほどから申し上げております。理想を掲げるのではなく、現実可能性があるものから一步一步進めていくのが大事だと、一挙に全面撤去とするのはやはり物理的に厳しい。削減していくことが一步一步の前進だと、そういう思いで私は今回新報のアンケートでは「現状のままでいい」「全面撤去すべき」「大幅削減」「その他」とありますが、私は「削減」をやっていくべきだとしています。理想を述べるのではなく現実的に対応可能なものからやるべきだと思つての削減であります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 やはり町長も町民の付託を受けた政治家です。確かに現実的にということもあるかも知れませんが、やはり理想は掲げて、その実現のために取り組むべきです。私はそう思います。基地あるがゆえの事件を本気で根絶するには、基地をなくすことしかないという圧倒的県民の声に答えることこそが私は南風原民の尊厳と命を守る南風原町長が取るべき姿勢だと思います。県議会議員選挙で翁長知事与党が大勝したことも示されていると思います。南風原町が含まれる南城・島尻郡区の結果からもそのことが言えると思います。全基地撤去を求める県民が圧倒的なのに、さらに負担を押し付けようと、辺野古が唯一の解決策などと壊れたプレーヤーのように言い続ける政権は、まさにこうした事件が何度繰り返されてもいいということに他ならず、断じて許されないことだと思います。参議院選挙で厳しい審判を下すことを呼びかけたいと思います。

それでは、次の保育にかかわることですけれども、町政一般報告であった今年度の一番新しい待機児童の数字は、188名と報告がなされました。子ども・子育て計画を一部修正して保育園を当初1園だったものを3園造るというような報告が先の定例会でありました。それで、この計画がすべて執行されたとしても平成29年度当初時点でこれが全部入園できるという状態ではないだろうと思うのですね。その点での今の進捗状況、いずれにしろ平成29年度当初に完全に入園できるような状態ではなく、引き続き保育園に入れない家庭が生じるということは明らかだと思います。数字に表れていない潜在的な待機児童も含めていきますと、さらに計画を修正して認可保育園を増やすべきではないかと思います。まず平成28年度の整備計画の慎重状況がどうなっているか、これについて伺います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。今年度の進捗状況ですが、現在、国と協議をしているところで、内示を待っているところでございます。国も内示を早めに出すということでしたが、国の平成27年繰越予算とそれから今年度の予算等とのバランス等を見てというような、国からの内示が当初の予定より少し遅れているというような感じでございます。ただ、われわれは内示を受け次第、すぐに取り組んでまいりますので、1園取り下げがありました。2園については内示がき次第すぐに事業に取り掛かります。また、取り下げた分に関しましては、早い時期にまた新たな公募を始めまして取組をしてもらえ法人を募集するというようなかたちで現在進めています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 3月定例会のなかでは、当初1園だったものを2園増やして3園を整備するというようなことで報告がされたと思いますが、そのうちの1園は取り下げがされた、事情があったのでしょうか。そのことについては、どこかで正式に報告しましたか。私は覚えがないので改めてその状況についてお聞かせいただきたいと思っております。2園についても、国の内示を待っているところのようですが、行政の仕組みはよく分からないので、いつ頃には園が建って保育募集がされて入園できる状態になるのか見通しをお聞かせください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。まず取り下げの1園については、前回の臨時会でも報告させていただいております。今回、町政一般報告にもそれが記載されていると思っております。そして、この2施設の開園予定ですが、われわれとしては来年4月1日を目標に現在取り組んでいる状況ですので、現時点ではとにかくこの2園については4月1日に開園できるよう全力挙げて保育園の支援をしてしっかり取り組んでいくという状況でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 その2園については、来年度当初から入園できるように取り組むということですので、それはぜひ期待してがんばっていただきたいと思っております。あと1園、取り下げがあった分を新たに募集して取り組んでもらえる法人を探して造ってもらうこと

も大変だと思いますが、今年度の待機児童が188名、60人定員として約3園分ですから、やはり3園はなければこの明らかな数字でも引き続き待機児童が生まれるということです。町長の保育の責任があるわけですね。市町村長は、保育を必要とする子どもを保育しなければならぬとなっているわけですから、それが果たせるようにぜひがんばっていただきたいと思います。

それから、認可外保育園の支援強化ですが、現在行っているいくつかの事業を今後とも継続してまいりますとの答弁ですが、ぜひこれも、他の町村の事例なども参考になるものがあればどんどん調査・研究もして拡充をしていただきたいということで、これは終わりたいと思います。

それから、小規模保育については、条件と言いますか基準ですか、すべて現行の基準で取り組んでまいりますとの答弁ですから、入園できる定数を19名から増やすことはないということによろしいわけですね。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 小規模保育事業所については、国の緊急的な対策ということで示されている部分では、可能な限り弾力化を使って22名までとありますが、本町はこの小規模保育事業所においては基準どおり19名のままでいくということでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 了解いたしました。弾力運用で22名になったとしても、保育士も増やせるかというところとそう簡単なことではないと思いますし、ぜひ保育の質は確保していただきたいと思います。

それから、病児保育については一昨日の議論もありましたが、今のわんぱくクリニックを利用するのも大変だという声が聞かれます。本当に必要な施設だと証明されているわけですから、このあいだの議論では広域的な在り方なども含めて検討するというような答弁を聞いたかと思うのですが、そういったことも含めてぜひ、ちょっと調子が悪くて通常の保育園には行けない、それでもお父さん・お母さんは仕事に行かなければいけないわけですから、そういったことに応えるような拡充に取り組んでいただきたいと思います。

それから、学童の利用料助成について、答弁書では月額5,000円の補助を行っており、現在その拡充に向けて取り組みを進めているということです。県が子どもの貧困対策計画のなかで低所得、一定の基準を設けて放課後の子どもたちを支援するといったことがあったかと思うのですが、そういったことはありませんか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。県でも30億円の基金がございます。この基金を活用した事業のなかにこういった放課後児童クラブの利用料の補助というメニューも案ではありますが示されております。本町としましては、現在月額5,000円補助しておりますが、それに上乗せできるようなかたちで検討していきたいと思っています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 言葉尻を捉えるようなことになるかも知れませんが、現在その拡充に向けて取り組みを進めていますという表現になってはいますが、どういう方向で拡充をしようということなのかありましたらお答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 放課後児童クラブ保育料への負担軽減ということで、利用者の利用料の補助は、現在県内でやっている市町村は浦添、中城、嘉手納、北谷、南風原の5市町しかございません。しかし、経済的に困窮されている世帯では、それを使ってでもこの児童クラブに通えないということもございますので、やはりもっと拡充して利用料の助成をしていけるようにしたいという利用料の拡充です。県の基金を活用してどのようにできるか、そのへんは県の要綱等がしっかり示されて現在のわれわれの取組と照らし合わせながら、どのようにして拡充していけるかをしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今は案だけれども、ちゃんとした計画となったときにそれと一緒に活用できるようにしたい、こういう理解でよろしいですか。分かりました。

それでは、こども医療費助成の件ですけれども、大変前向きな町長の姿勢は高く評価したいと思います。先ほど言った持ち合わせがなくても子どもの調子が悪かったら病院に行ってお医者さんに診てもらおう。制度の趣旨にも大変合うし、早期発見・早期治療・医療費抑制、そういったところからも大変良いことだと思いますので、ぜひがんばっていただきたいと思っております。1,000万円ほどのペナルティが想定されるけれども、これは受けて立つというような町長の大変力強い決意表明もありました。ぜひがんばっていただきたいと思っております。それで結局、県の支給要綱が償還方式とするとなっていてところを変えない限りは、これまであった県の助成も逆になくなってしまおう、むしろ町民の負担が増えてしまうということだから、また他所の県でも現物給付がなされているのだからぜひ県の姿勢改め変えていって、子どもたちの医療費助成が本当に使いやすいものになるようそれぞれの立場でが

んばっていきたいと思います。

クーラーの件ですけれども、他所の現状も出されました。それぞれでこぼこはありますが、与那原町では100パーセントされているということで、町は特別教室には入れる方向で普通教室はそうではないというのがこの答弁書から見て取れるわけけれども、これはもう考え方が違うのか。他の町村では100パーセント目指している所があると、ところが南風原町はそうではない。この違いは何ですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。議員提案のとおり、町教育委員会としてもより良い教育環境の整備、教育環境の充実のためには、クーラー設置は望ましいこととは考えております。しかしながら、限られた財源で町全体の事業で優先順位等を考慮しますと、実際には特に暑い普通教室から整備するのが現実的だと考えます。そのために実施計画に掲げて、年次的に暑い教室から先に整備をしていくのが望ましいと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今、南風原中学校で何教室か整備されているということですが、これを率に直すと何パーセントになりますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 南風原町全体の普通教室に対する4クラスの整備については、2.8パーセントとなります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 町長、前の話を持ち出して悪いけれども、クーラーを入れたら外に出なくなると、子どもが弱くなると、こういう発言まであったわけけれども、町長はそれを改めるのか。これについてお聞かせください。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 子どもたちは自由に散策、遊び回る、自然にかえすことも大事ではないか、これが基本だと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それは、外で遊び回ることも大事です。でも、クーラーを入れたら弱くなるという考え方は変えないのですかということです。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 体調によって臨機応変に使うことが大事ではないかと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 他所の町村が100パーセントに向けて進んでいるなかで南風原がそうっていないのは、町長のその考え方が根底にあるのではないかということは指摘をしておきたいと思います。

緋の件ですけれども、いろいろな努力はされているのですがこの沖縄県が今、1,000万人観光客ということを予定しているので…

○議長 宮城清政君 これで大城 毅議員の一般質問を終わります。暫時休憩します。

休憩（午前11時01分）

再開（午前11時13分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。2番新垣由雄議員。

〔新垣由雄議員 登壇〕

○2番 新垣由雄君 最終日、一般質問2番手に質問いたします。2番議員の新垣由雄です。本日は、3点の質問を用意しておりますので、よろしく申し上げます。まず、通告書にしたがって読み上げ、終わりましたら再質問してまいりたいと思います。

1番の貧困問題につきましては、3月定例会より幾多の議員の皆さんが繰り返し質問してきておりますけれども、今日は私なりの質問をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。1. 貧困の連鎖対策について。(1) 貧困世帯の定義をどう捉えているか。

(2) 町内の生活保護受給者年齢区分はどのようになっているか。(3) 子どもの貧困対策をどのように行うか。(4) 子どもの貧困と待機児童の因果関係をどう考えるか。

2. 字内里道管理について。(1) 里道の管轄が町に移されたのはいつ頃か。(2) 町内

で法人化した自治会があると思うが、そのような自治会でも町の管轄なのか。(3) 今まで里道の利用に関しては、字の意見を聞くなど字優先的なところがあったと思うがどうか。

3. 行政が積極的に地域トラブルを解決できないか。(1) 地域や隣近所とのトラブルがあった場合、隣近所であるがゆえに言いたくてもなかなか言えないこともある。ご近所トラブルを防ぐための条例も有効と考えるが、そのような条例はあるか。(2) 地域から相談や連絡を受けたとき、どのように対応しているか。(3) 隣地の草木繁茂や不法投棄、騒音などの問題は、個人と個人だけでは解決することが難しい。生活環境の問題として行政が積極的に関与すべきと思うがどうか。条例や規則等で設定できないか。以上の3点をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の貧困の連鎖対策について(1)にお答えします。子どもの貧困の定義は明確にはありませんが、わが国の子どもの貧困率は子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合を言い、平成27年11月に県が実施した調査における沖縄県の子どもの貧困率は29.9パーセントと公表されました。(2)についてです。6月8日現在、町内の生活保護受給世帯は344世帯で、人数は451人です。その中で18歳までの子どもがいる世帯は28世帯、約8パーセント。人数は58人で約13パーセント、未就学児9人、小学生22人、中学生13人、高校生14人となっています。(3)についてお答えします。本町では、国の補助金を活用し、沖縄子どもの貧困緊急対策事業に取り組み、2人の子ども元気支援員の配置と支援が必要な子どもの居場所として2カ所の子ども元気ルームの運営支援を行っています。また、ひとり親家庭の学童利用料の補助や養育支援訪問事業等に取り組み、支援が必要な家庭を訪問し保護者への支援を行っています。(4)につてお答えします。子どもの貧困と待機児童に関して因果関係があるとは思われません。

質問事項2点目、字内里道管理について(1)にお答えします。平成13年12月から平成17年3月の間に、国より町へ譲与されています。(2)と(3)は関連しますので一括してお答えします。里道につきましては、平成17年3月31日までに町内全域の里道が国より譲与され、町の所有地となっており財産の管理を行っております。里道の利用については、町民に公衆用として利用されなければならないものだと考えております。そのなかで里道の占用申請や払い下げがある場合には、字の意見を聞くなどの対応をしております。

質問事項3点目、行政が積極的に地域トラブルを解決できないか(1)についてお答えします。近隣トラブルを防ぐための条例はありません。(2)についてお答えします。相談の内容や現場を確認し、改善する必要があるれば協力依頼・指導を適宜行っております。また、相談内容によっては、関係部署等と連携し対応をしております。(3)についてお答えします。先ほどの(2)の質問に答弁したとおり、相談や連絡がある場合は適宜対応して

います。生活環境の保全に関する条例、規則等の制定については、今後研究してまいります。以上であります。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 どうもありがとうございました。1番(1)の貧困世帯の定義をどう捉えているかの質問ですけれども、では南風原町も県が出した貧困率の29.9パーセントの数値と似ているか質問したいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。この29.9パーセントの数字を出す際、県からいろいろ調査がございました。ただ、小さな町村が出せる数字と大きな市が出せる数字とは違うものですから、町村単位の何パーセントという詳細は出ておりません。ただ、おおまかに、ほぼこの29.9パーセントに近い数字となるのではなかろうかと推測されます。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。3名に1人の子どもが貧困にあると言われていきますけれども、この子どもの貧困にはどのようなものがあるか説明できますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。まず、貧困と言う部分では、絶対的貧困と総体的貧困がございます。皆さんほとんどが感じたかと思いますが、約3割が貧困という数字を見たとき驚かれたと思います。絶対的貧困が通常イメージする、食べ物にも事欠いているとか、それから洋服も買い切れずぼろぼろといった見た目的な貧困がございますがしかし、今取り組んでいる子どもの貧困とは相対的貧困でございます。必ずしも金銭的部分だけの貧困ではございません。やはり家庭環境のなかでどうしても養育が足りていないいわゆるネグレクト、そういった部分で困っている子どもたちがいるということです。ですから、われわれが今取り組んでいる子どもの貧困対策事業というのは、困っている子どもたち、支援を必要としている子どもたちを支援していこうという取組でございますので、そのようなことで町内のとにかく支援を必要としている子どもたちに、今取り組んでいます子どもの居場所2カ所、あるいは支援員、そしてこれまでも民生委員や社協の皆が取り組んできておりますがその皆がつながっていったんしっかり支援していこうというかたちでの貧困対策となっております。



○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。子どもの貧困にはたくさんあると思うのですね。若年出産あるいは不登校、その他諸々の問題はありますけれども、町内での受給世帯の年齢区分で子育て世帯が28世帯、58人と出ております。その子育て世帯28世帯の親御さんの親、子どもからするとおじいちゃん、おばあちゃんの世帯の貧困率というのはどのような数字になっていますか。

〔休憩願います〕の声あり〕

議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時27分）

再開（午前11時27分）

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 そこまでの状況は、こちらで把握しておりません。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 分かりました。どうしてもこの連鎖の対策等が必要になってきますので、今後、そここのところの関連も資料として持っていたほうが良いと思いますね。そうしたほうがこの連鎖の対策にもつながっていきますし、その助けになるのではないかと思います。

それから、世帯数と人数の違いがありますけれども、受給世帯数が344世帯で人数が451人となっておりますけれども、その数字の違いは何でしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 世帯ですので、1世帯に家族が2人とか3人いるとかとなりますので、世帯数としては344世帯で、その中には1人世帯もありますが、2人家族、3人家族とありますので、トータルで451の方が生活保護を受給されていることになります。

先ほどの答弁で、28世帯の方のおじいちゃん、おばあちゃんがどうなっているかについて、数字的なものを把握していないということでございまして、世帯については当然、例えば生活保護でしたら社会福祉士からケースワーカーにつないでいくというようにそれぞれのケースごとに把握していきますのでもっと細かく見ていきますと当然、この家庭の状況を把握しています。ですから、そういう支援が受けられないから保護を受給していくというふうになっていきますし、いろいろな家庭の状況を見ていって、どのような支援につ

なげていくかということでございます。このセーフティーネットで今一番救うという生活保護の部分ではございますが、そこにいかない方々もしっかり支援していくというのが今回の貧困対策事業でございます。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 分かりました。ありがとうございます。ではこの1世帯に何名か受給者がいるということですね。分かりました。私の勉強不足でございました。

では、続いて(3)子どもの貧困対策をどのように行うか。南風原町で独自の事業計画が出されておりますけれども、その計画が策定されたのはいつか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この事業は、国から沖縄子どもの貧困緊急対策事業ということで、今年初めにこの事業の内容が示されました。本町としてはどのような事業に取り組めるかということで、支援員の配置と子どもの居場所づくりということでメニューを作って取り組んでいこうと決定しております。居場所づくりの事業は、5月16日からスタートし、支援員については4月1日から配置となっております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。最初に取り組んだのが今年の1月ですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 昨年末あたりから、国からこういった取組をやっていくとありましたが、沖縄の子どもの貧困緊急対策事業ということで市町村が内容説明を受けて取り組みを始めていったのが1月ごろからとなります。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。1月から本町でも指示を出したとおっしゃいましたけれども、5月16日から居場所づくりの事業が行われているということで2つの元気ルーム、侍学園とカナカナであります。この1月から5月までの事業計画のなかでこの2カ所以外の関係機関があったのであれば教えてください。

〔休憩願います〕の声あり〕

議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時35分）

再開（午前11時35分）

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。まず、内閣府からこういう事業だと提案されまして、南風原町でどのような取組ができるかということで検討してまいりました。当然、行政がやる事業ですので、まず予算を確保しなければなりませんので、われわれが計画したものを3月定例会に上程いたしまして、その予算について可決していただきました。ですから、4月1日からこれに取りかかれるというようになっていきますので、4月1日から支援員を配置、そしてこの2カ所の居場所づくりに関しては、こういう事業をやれるNPO含めた団体に公募をしまして、応募したのがこの2カ所でございます。選定委員会を設けまして、そこでこの2カ所の姿勢、事業計画等を審議して、この2カ所に決定して、この5月16日からのスタートとなっております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。その2カ所を選んで委託しておりますけれども、南風原町には長い年月、児童関係に関与してきた民児協（民生委員児童委員協議会）というのがございますよね。そういった方々というのは、貧困問題などにはたけていると思うのです。そのような方々を交えてというのはなかったのですよね。交えての計画案づくりなどはなかったのでしょうか。その2カ所の施設の採用をするに当たっての審議のなかにその民児協の方々もいらっしゃったのかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。まず、審査会のなかには社協の事務局長にも入っていただいて審査しております。議員おっしゃいますように、これまで民生委員、児童委員の皆様方、さらにまたいろいろと地域でも取り組んでおられる方がいらっしゃいますし、地域では貧困問題にかかわらず福祉全般でたくさんの方が取り組んでおられます。この事業計画ができてスタートするに当たりましては、民生委員、児童委員の皆さんのところにも出向いて行ってこういう事業計画で内容はこうですというような説明会も設けてきております。これからまた教育委員会部局とも学校側でいろんな支援にかかわっている方々、関係機関との連携会議ももっていきます。この2カ所の居場所づくりというものは、これまでも皆でがんばっているいろいろ取り組んできたけれども、どうしても支援が足りない方々がいらっしゃいます。そういった方々を支援していくという取組でございますので、

われわれはこの部分に関してはしっかりと支援が行き届いていなかった、あるいはちょっと足りなかった部分に寄り添った支援です。この「居場所づくり」とは、内閣府が示したもので、夜の10時まで支援していくというような部分がございます。もちろん、夏休みなどの長期休暇ですね。そういった部分でもできるようなかたちです。ですから、これまでたくさんの方が支援にかかわってきていましたけれども、しっかり寄り添える施設、そういった所が足りなかった部分がありますので、この「居場所づくり」がそこを担えるという、またこの2カ所がそれを担える団体だということで認定して事業を進めているところでございます。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。このような福祉の問題は、地域全体で取り組んでいかなければいけない問題です。学校関係、社協、地域、全体で考えていかなければいけない問題でございます。この貧困の事業もまだ始まったばかりでいろんな障害も出てくるかと思えますけれども、学校や社協といった関連機関とも十分に連絡を取り合って誤解を招かないような、そしてこの関連機関の担当の方々が活動しやすいような場所も作っていただきたいと思えます。その件についてお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。議員おっしゃいますように、われわれも支援しているそれぞれだけが動いていたのではこの解決にはならない、連携がものすごく重要だと認識しております。先ほども申し上げたように、学校のなかでも心の相談員やいろいろな方々が子どもたちの支援に携わっておられます。民生委員にもたくさん携わっていただいております。そういったかかわってこられている方々とは常に情報を共有して、この事業の取組を進めてまいります。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。以前、一般質問のなかで子ども・子育て支援の認可外保育園など含めて、小規模保育園含めて子育て支援の事業にかかわって行って欲しいと言ったことがあるのですが、今回のこの子どもの貧困問題では主任児童委員の方からちょっと苦情がございましたので取り上げました。その関連機関で活動している皆様方には、やはり常日頃から一番の専門家だという気持ちを持って真っ先に相談に行くとかあるいは全体に連絡を取って全体を含めて協議して行って南風原町の行政を作っていくって欲しいと思えます。以上でこの問題は終わります。

2. 字内里道管理について(1)でございますけれども、平成17年と言いますと三位一体の時分であると思います。里道等の関連では、町から1字に対し50万程度の資材提供の予算がありましたけれども、それがなくなったのが平成17年ぐらいだと思っておりますがそれに間違いはないですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えいたします。確かに、以前、字への資材提供ということで人口割でしたか予算配分がありました。平成17年ごろの三位一体では、財政が厳しいということでその際に字への資材提供もなくなったものだと思っております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。平成17年から10年も経っており、里道の管理も町に移されておりますけれども、草木の繁茂などの整備云々は各字で行っているのはご存知ですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 里道につきましては、現在、町に権利が移されておりますけれども、利用は地域の方々が利用しているわけでありまして、以前から管理は地域でいただいております。年に2回の各字では清掃作業というものがございますが、そのなかでも清掃をやっているものだと思っております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 管理は字で行って来ておりますけれども、区長たちからそれに対して何か要請とか、資材提供ができないかとかそのような要望は出ていないですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 私の知っている範囲内においては、そういった要望はないと思っております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 もし字から里道を整備するのも大変だと、草が繁茂して管理するのも大変だと、ここを舗装したいというような要望があったときには町はどのように対応なさいますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 草木の処理について、刈り取った草木については、町で対応をしている場合があります。特に字が対応しきれない大木などがあった場合には、町のすぐやる班で伐開などはやっておりますけれども、舗装などといったものについては特に町では対応しておりません。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 舗装などはやっていないとのことなのですが、例えば区長から里道のどこどこは管理が大変だから町で舗装してもらえるかというような要請が以前にあったかどうか。そしてもしあった場合には、可能でしょうか。舗装はできるかどうか質問をいたします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今、町でやっているのは、町道の舗装です。里道の舗装等については、現在のところ対応できないということでもあります。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 分かりました。今現在、それが対応できないのであれば、今後、そのような問題点に対して対応できるような予算を計上するとかそのようなことも検討してください。いかがですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 そういった検討は、今のところ予定しておりません。ほとんどがその当時に舗装、ある程度の整備がされているものだと思っております。特に地区によってはやることはないという所も当時はありました。そういうことで、ある程度整備は終わっておりますので今のところ予定はありません。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 町の担当の方は、この字内里道の状況が把握できていないものと考えます。

次の質問にいきたいと思います。(2)町内で法人化した自治会があると思いますけれども、何カ所あるか教えていただけますか。

議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時52分)

再開 (午前11時52分)

○議長 宮城清政君 再開します。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今、私の手元になく確かな数字ではないのですが、完全に法人登録している所は1カ所、認可地縁団体が2か3字だと記憶しております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 4カ所ぐらいあるとおっしゃっておられますけれども、この字を公表できますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 法人登録をしているのは喜屋武ですね。認可地縁が東新川、神里、兼城という私の記憶です。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。そのような所も里道だけは町の管轄となっておりますけれども、法人化されたのが最近だからなのか。それとも、国からそのような指導があったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 お答えします。譲与した時の譲与契約でございますけれども、地番の譲与契約については道路法による譲与契約と国有財産特別措置法による譲与契約がございまして、両方とも普通財産として維持しているもの、通常は道路、水路

として活用しているものを市町村に、道路の場合は県に譲与するとなっております、譲与先が地方公共団体となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。私も平成12年から23年までの12年間、与那覇の自治会長をやった経験上から、この里道に関しては非常に分かっていたつもりなのですが、分からないところがたくさんあって困惑しているところがあります。この里道の利用に関しては、占有を認めるということなのですけれども、今後もそれは変わらない。いずれ字にとかそういうことは考えられないのでしょうか。これは法律が変わらない限りないですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 法定外公共物の譲与に関する普通財産の取扱いについてということで、当時の大蔵省から出された通達がございまして、これについては市町村に譲与するというようなことが条件となっておりますので、また新たに字にというのはできないものだと思っております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 分かりました。ありがとうございます。私だけかも知れませんが、私からしたら字と町でこの里道に対しての認識に若干ずれているところがあると思いますので、ぜひ、区長と里道の位置付けと言いますかそのようなことを話し合っ欲しいと思いますのでよろしくお願いいたします。これで2番の質問は終わります。

3. 行政が積極的に地域トラブルを解決できないかの(1)にまいります。迷惑に対して町民から相談や苦情の件数というのは、頻繁にあるのか説明をお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 苦情というのは、本当にさまざまございます。音から煙から、それは日々、各部署にまたがってあると認識しております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。そうですね。苦情というのは非常にさまざま



まあると思います。そのような問題、相談等がきて、難しい件があった場合、解決まで最後までかかわっているのか説明をお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 1つ例を挙げることにしても、先ほどお答えしたように非常にいろんなケースがございます。議員質問の趣旨からすれば、ご近所トラブルであった場合は非常に精神的なものが大きく関わります。別の隣の人は何も感じていないけれども、心情的なトラブルがある人については同じような音であっても気にする。そういった場合に、仮にそこに行政が入っていったら次はどのような対応ができるのかも非常に難しい。仮に音だとした場合に、職員は出向きます。音というのは常に出ているのか出ているのかも分からない。生活音とか、ピアノの音であったり洗濯機の音、室外機の音、それらは実際にあります。感じ方の問題があるものですから、これを言ったら隣の人はどこから苦情が来たかが分かるのです。先ほどのことがありますので。果たしてわれわれ行政が出て行ったほうが円満な解決になるのかどうかも極めて微妙というかナイーブなところがあって、そのへんは様子を見ながらの対応になります。ただし、明らかな場合、家で何かを燃やしている、そばを通ったら何らかの異臭がするといった場合は、その地主か原因者には注意を行っております。それが今の実情でございます。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 トラブル関係は非常に難しいところがございますけれども、地域に住んでいる方々は、生活圏もありますし、そのような環境のなかで生活していただくと、住みよい南風原とうたっている以上、事件等になった事例も本土ではあって新聞等にも載っておりますけれども、そのような事件が発生しないためにも生活環境の保全に関する条例等が設定できるのであれば非常に幸いに思います。ぜひご検討を願って、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後0時03分）

再開（午後1時00分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、通告書のとおり発言を許します。8番 花城清文議員。

〔花城清文議員 登壇〕

○8番 花城清文君 執行部の皆さん、ご苦労様です。緊張のなかでの一般質問、大変ご苦労様でございます。では、質問をいたします。1点目、北丘小学校西側避難通路の進捗について問います。これについては、去年の11月20日、そして今年の1月16日に新川で教育委員会による基本計画の説明会が行われました。この説明会のなかで、区民から今でも風当たりが強いので児童・生徒の通学に心配であるとの意見が出されました。その意見に対して教育委員会は、調査をし6月までに結果を出すと答弁がありました。そこで伺います。(1) 風力の調査結果はどうなったかお聞かせください。それから、(2) この通学路は町内で一番危険な通学路だと思っています。新川の子どもたちが安全で安心して通学できるよう早めに整備して欲しいが工事着工予定がいつなのかお答えください。

それから2点目です。ちむぐくる館の屋上にあるテニスコートの使用手続きの改善、南風原中学校、南星中学校の生徒への優先使用ができないか伺います。先日、ある場所で父母の皆さんとお会いしました。その皆さんによると、テニスコートを借りるのに大変だと言っておられました。朝はそれぞれ旦那さんを送り、子どもたちを送り、家の片付けであるとか洗濯等で忙しいが、今の毎日の教育委員会へ行っての手続きが大変だということです。それを改善して欲しいということですので質問します。(1) 父母は毎日教育委員会に行って手続きをしているという。その父母の負担を軽減するため手続きを改善してはどうか。(2) 月曜日から金曜日の間、時間は午後4時から午後7時までの間に、両中学校の生徒たちを優先に開放してはどうか伺います。

3点目、かねぐすく保育園南側に自然公園を整備して欲しいが伺います。その地域は、集合住宅、他市町村より転入した個人の住宅等が建築され人口も増えています。しかし、地域には公園がありません。地域の人たちのコミュニケーションの場、又は親子の絆を育む意味からも公園の整備が必要だと考えます。そこで質問します。かねぐすく保育園南側を住宅が張り付かないうちに自然公園として整備できないものか伺います。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 花城清文議員の質問事項1. 北丘小学校西側避難通路の進捗についてお答えいたします。(1) であります、平成28年1月19日から2月18日の期間で測定を行い、那覇気象観測所とのデータと比較しましたところ、全期間において気象観測所の風速を下回る結果となりました。(2) でございますけれども、現在、実施設計の段階で、国・県との協議が整っておらず、平成29年度中の着工に向け調整をしております。

質問事項2. ちむぐくる館屋上にあるテニスコートに関するご質問でございますけれども、(1)、(2)とも関連いたしますので一括して答弁をいたします。中学校部活動の優先利用及び利用申請の簡素化については、利用人数、利用頻度、両中学校のバランス、他の町民との競合など含め検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項3点目、かねぐすく保育園南側に自然公園を整備して欲しいについてお答えいたします。同地区は、県により地すべり防止区域に指定され、近年においても地すべりが発生した区域であり公園施設等を整備し町民の利用に供することは好ましくないと考えております。町の総合計画でも緑地保全地区に指定している地区であることから、保全の対策を検討してまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 順を追って再質問をします。基本計画による調査が行われたようです。その結果、気象観測所の数値を下回るものだと調査結果が出ているようです。その結果、皆さんとしても安全で安心して子どもたちが通学できるという認識を持っておられるのか。皆さんが計画した場所での階段の整備、ああいう造り方で、あの場所で、それが確保できるという認識を持っておられるのか教えてください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、お答えします。先ほど教育長から答弁があったように、気象観測所の風向風力が下回ったことから、北丘小学校南側斜面が特に風の強い地域ではないことが分かりましたので、今後の事業整備をしても問題ないと認識しております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございます。安心して子どもたちは通学できるよということであれば、それを教育委員会の方針として新川であるとか北丘小学校にきちんと説明をして理解を得る、その努力が必要だと思います。それも平成29年からの実施計画でやりたいとのことですから、事業認定儲けたいとのことですから、早めに地域に行って説明会をやる、学校に行って説明会をやる。皆さんの方針をきちんと理解できるように、その手続きが残っていると思うがそれはどのように考えているか教えてください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 ぞれでは、お答えします。地域の皆さん、PTA、その道路を活用する皆さんに理解をいただくためにも説明していきたいと考えております。ただ、現

況としましてはその部分の補助事業、国と県の協議がまだあることから、それが済み次第、地域への説明会を開催していきまわりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それも1つの方法でしょう。もう1つは、子どもたちの通学路としては風が強いですから、どうかと思います。幼稚園児や小学生、あるいは身体的弱者の子どもたち、体力的に弱い子どもたちがいっぱいいます。そういう子どもたちがその階段を使って学校に行くとしたら、また皆さんが絶対安全ですという認識を持っているのならば、逆にそういうことを心配していた新川のPTAの皆さん、小学校の皆さんに全然大丈夫ですから西側の避難道路を整備していく方針に変わらないことをしっかり伝えていってあげることが大事だと思います。国と県との調整も必要でしょう。けれども、その前にそれを先にやったほうがいいと思いますがどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 その日程等、段取りについては、内部で検討しまして、とにかく地域、または学校関係者とは共通理解の上、事業を進めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 そうして欲しい。しっかりと教育委員会の方針をお知らせして、そして理解が得るよう説明会をしてください。

2点目です。先ほどあった答弁を良しとします。皆さんがこの前手続きを取った明許繰越が700万円あまりありました。当然それも県との調整が済んでのことだと思います。その明許繰越した事業が2月までに実施をしていくという報告だったかと思いますが、これは実施設計も勧めるということでしたから、まさか事故繰越にはなりませんよね。事故繰越になるとしたら、おそらく条件が厳しい。簡単には国・県も認めないと思います。教育委員会はどのような考え方をしているのでしょうか。事故繰越にならないという、先の実施設計もありましたから当然その腹積もりで事業を進めると思っていますが、確認のため教えてください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 同地区の設計につきましては、平成27年度的设计でありまして、今年度繰越を行って事業を進めております。そのため、今年度中には事業完了できるよう

全力を尽くして進めてまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 平成23年からこの件に関して一般質問で取り上げて皆さんにお願いしてまいりました。町長もいつも話をされるが南風原で一番危険な通学路、私はそのように認識しています。新川の北丘小学校への通学路以上に危険な通学路はないと思っています。新川からの子どもたちが安全で安心な通学路ができるよう、皆さんの計画がずれないように整備をして欲しいことを申し上げてこの質問は終わります。

2点目にいきます。ちむぐる館のテニスコートについてです。軟式のテニスコートは各学校にあるようですが、硬式テニスの練習ができるのはそこしかないということで、子どもたちが一生懸命練習しているようですが、そのなかで父母が言うのは毎日教育委員会に行って借用のための手続きが大変だと、それを何とかして欲しいとありました。一般の町民は昼間はおそらく仕事をしているでしょう。だから仕事が終わってからしかテニスコートを使用しないと思います。ならば、昼は空いていることが多いと思います。でしたら、手続きは例えば父兄ではなくて学校の顧問を窓口にして、逆に一般の人が入ったならば何日は一般の人が入っていますから別の日に練習してくださいといったふうにやれば、父兄の手間が省ける。先に言ったように、父兄は忙しいでしょう。そういった面で父兄の手間の軽減を図る上でも、手続きはそのようにやって欲しいと思いますがどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。実態としては、毎日ではなくて週1回、窓口が混雑する状況になっています。毎日ではなくて週1度来ています。そのなかで、4月、5月の利用状況を確認したところ、平日の4時から7時までの39日間なのですが、南風原中、南星中の利用がほとんどとなっています。現状としては、その時間帯は部活動で使用している実態がありますので、平日の時間帯については、両中学校の部活動について優先借用は可能かと考えております。また手続きについても可能な限り、改善できるかどうか前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 町民のための行政でしょう。町民の声は真摯に受け止めて大事にして、どうしたら改善できる、どれが問題であってその問題がクリアできないならば別の方法での改善ができないかどうか、当然、行政の職員は考えるべきだと思います。そういったことで町民の声には真摯に答える、しっかり答える意味で真剣に検討して、またその検

討というのもどういふふうにしたら町民の声に応えることができるという検討の仕方であれば改善されません。今、検討するということでしたから、ぜひ月1回にするとか、あるいはもっと方法があるならば、今おっしゃるようにほとんどが中学校の子どもたちであるとするならば、逆に一般から来たときには一般と調整する。また先に言ったように父母ではなくて学校の顧問の先生を窓口にして教育委員会とキャッチボールをして、できるだけ父兄に負担をかけない方法が望ましいと思います。そのような検討をぜひやってください。これは終わります。

次、3点目にいきます。今、町で整備している地域公園は、高津嘉山の公園、そして津嘉山の公園ですか。平成27年度に出した皆さんの実施計画のなかにあるのがこの2つの計画です。他はありません。今、答弁にあった緑地帯と県の認定を受けているようですが、それは全く触れない土地なのですか。できるだけ地形を壊さないような自然公園、工夫すれば十分できると思います。そしてそこに子どもの遊び場であるとか、以前、兼城は個人の土地を借りて老人クラブの皆さんでしたかゲートボールをやっていたような気がします。近い公園といったら本部公園しかないです。あれだけ人口が密集してきているのですから、もし手を加えることができるならば公園として整備して欲しい。緑地帯とは全く人が触れないものなのかどうか答えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えいたします。かねぐすく保育園の南側、地すべり区域の南側斜面地ですが、この地区につきましては、昭和58年に地すべり区域の指定を受けております。その後、区域を拡大していきまして、相互団地まで含めて現在15.6ヘクタールが指定されております。県が地すべり対策工事をしておりまして、その対策後、平成26年10月1日付けで兼平団地のちょうどこの地すべり区域下側に接している5世帯でしたか、検知ブロック（構造物）が動いているというようなことがあって、町議会ははじめ町へ対策の要請がありました。そういうことがございまして議会からも県への陳情等も行って、現在整備をしているところでございます。そういう区域でありますので、ここに遊び場というのは逆に地すべりを助長するようなかたちになるわけでございますので非常に難しいかと感じます。こういった地すべり区域で何らかの行為をする場合は、県の許可が必要ですので、非常に厳しい県からの指導がございまして、そういうことがありますので、公園整備は非常に難しいものだと思っております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 聞いた話では、地主の皆さんには固定資産税が課税されているはずですが。緑地帯だからということで使えないが税金は納める、というような現状だと思いま

す。その土地が活用できるような方法を考えなければ、地主は自分でも触れない、町も触れない、税金は出せばなし。それではよくないと思います。そういった地主の負担、今は負の財産になっているから、そういったところをきちんと方法を考えて、公園が整備できるならば公園整備をしていく。今でやりなさいとは言いませんが、あの地域には人口が密集してきていますが全く公園がない、コミュニティ、地域住民の皆さんが集まる場所がない。皆が揃う所がないのはよくないと思います。平成31年までは実施計画を作っていますので、それ以降についてもぜひこの土地を生かす、個人の負の遺産としないで財産が生かせるように検討して欲しい。土地を寝かさないで地域のために町のためになるならば、しっかり検討してやる方向で調査・研究をして欲しい。そのことを申し上げて質問を終わります。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

散会（午後1時25分）